

朝鮮国書が国の重要文化財に指定されました

平成27年3月、都城島津家の史料「琉球国王宛朝鮮国王国書」が国の重要文化財に指定されました。この国書は、当時の朝鮮王朝と日本の関係を伺い知ることができ、貴重な史料で、歴史的価値の高いものです。

◎問い合わせ
都城島津邸 ☎23-2116

都城島津家に伝わる宝

この史料は平成16年、他の1万点余りの史料と一緒に、都城島津家から本市へ寄贈されたものです。昨年3月に県指定文化財に指定。本年3月13日には、文化庁で開催された文化審議会で、文部科学大臣に対し、この国書を重要文化財とする答申が出されました。宮崎県内では18件目の国指定重要文化財。「歴史資料」分野では、県内初の指定となりました。



国書が書かれた時代

この国書は、室町時代の後半に当たる、朝鮮王朝の年号の弘治13年（1500）正月、朝鮮国王から琉球国王へ出されたもので、縦58・1センチ、横118・4センチ、厚さ0・6センチの大きさです。

当時の朝鮮半島は、李氏一族が治め、王は燕山君でした。一方の琉球王国（現在の沖縄県）は、尚真王が治めていました。

国書の内容

国書には、「丁巳（1497）、朝鮮半島に琉球人の乗った船が遭難して、10人が漂着した。うち6人は病死したが、4人が生存している。今回この4人を、対馬人に依頼して琉球へ送還することになった。帰国後、4人が、琉球王国で元通り生活することができるようになれば、大変喜ばしいことだ。なお、送還する船に対して物資の支援をしてもらえるとありがたい。」と記されています。

朝鮮王朝の記録によると、この琉球人らが流れ着いたところは現在の済州（チェジュ）島で、王朝の都である漢城（現在のソウル市）にあった倭館（日本人が滞在していた場所）へ移された後に、琉球へと返されたと推測されます。



都城島津邸

米澤 英昭さん

東アジア海域における交流は早くから行われていて、16世紀になると海を介した交流はさらに盛んとなり、多くの人や物の往来がありました。この国書は、そうした東アジアを舞台に、官と民を挙げた交流活動がなされていたことを示す、他に例のない貴重な史料といえます。

この史料を長く保存できるよう、環境づくりを進めていくのはもちろん、貴重さを発信するため、定期的な展示も企画していきます。今も多くの研究者から注目されていることから、今後、新たな東アジア史像が描かれていくのではないかと期待が膨らみます。



国書の価値

この史料の価値は、大きく二つ挙げられます。一つ目は、わが国に現存する最古の朝鮮王朝の国書であるということです。日本に現存する10通の朝鮮国王の国書のうち、都城島津邸が収蔵しているこの国書が最も古いものです。

二つ目は、西暦1500年頃の東アジア海域の状況を伺い知ることができることです。この頃の東アジア地域では、中国南部や朝鮮半島、日本などの沿岸部を倭寇と呼ばれる集団が荒らしていた、安全ではありませんでした。

この史料には、こうした時代にあって、当時の朝鮮王朝が積極的な外交や貿易を展開し、事故に遭った相手を助ける丁寧な対応をとっていたことが記されています。



都城島津伝承館

都城島津家から寄贈された約1万点の史料を収蔵、展示しています。年間を通じて収蔵史料展や企画展、特別展を開催しています。

※開館時間など詳しくは、26ページの施設案内を確認ください

計画の概要

高齢者が、安心して地域で暮らし、生きがいを感じながら生活するためには、社会全体で支えていく仕組みづくりが必要です。市では、第6期都城市高齢者福祉計画および介護保険事業計画を次の5つの目標に基づいて策定し、高齢者を支えていきます。

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活するために、在宅医療と介護の連携、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実や向上を図るための施策を推進。新たな体制づくりに努めます。また、活力ある地域を目指し、元気な高齢者が増えるように介護予防に取り組めます。

②認知症施策の推進

認知症ケアパスや医療、介護の専門職による認知症初期集中支援チームなど、認知症の人や家族が早期から適切な支援が受けられる体制を構築。認知症サポーター養成講座などを通して、認知症に対する知識の普及を行います。

③人・地域づくり

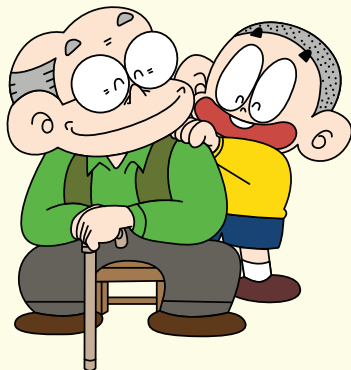
人材の育成や資質の向上を図る取り組みを推進。また、関連する事業者や関係機関との連携を図ることで、世代を超えて支え合う地域づくりに努めます。

④介護保険の安定運営

介護サービスや人口推計などから適正な介護保険料を設定。また現状を把握し、自治体の課題や改善方法などをモニタリングし、その効果を検証して改善する「見える化」システムの活用や、事業者への指導を通じて介護保険の安定運営に努めます。

⑤個人の尊厳の保持

高齢者の人格を尊重し、自らの意思で自分らしい生活を営むため、サービス利用者の自己選択や自己決定権を尊重する支援や人権を守る体制づくりに努めます。



第6期都城市高齢者福祉計画と 介護保険事業計画を策定

地域で支えあう スマイルシティ

市では、平成27年度から29年度を計画期間とする第6期都城市高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定しました。今回はその概要について紹介します。



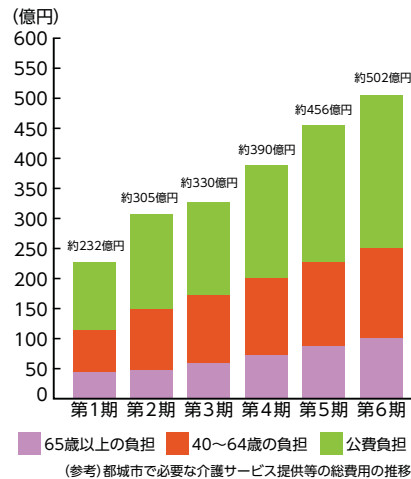
◎問い合わせ
介護保険課 ☎23-2114

介護保険の現状

市では、介護保険制度が始まって以来、要支援・要介護認定者数の増加とともに介護サービスに要する費用も増加。第6期計画では、第5期よりも約46億円多い約502億円を見込んでいます。現在は、要認定者のうち半数近くは軽度の介護度ですが、今後は重度の人が増えていくことが予想されます。

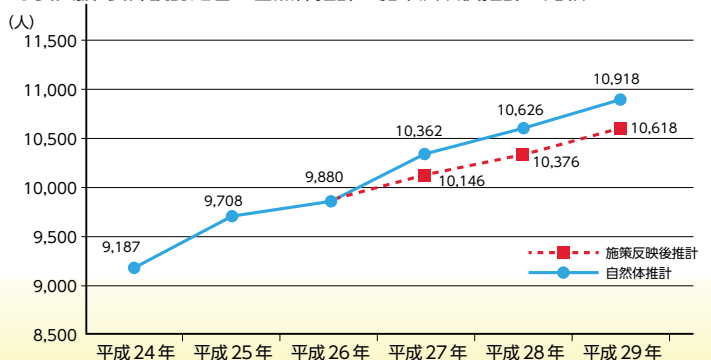
介護サービスを利用する人が増えると、保険料負担額が増え、介護保険の運営にも影響を及ぼします。また、高齢化が進むにつれ、認知症の人も増えていくことが見

◎介護保険給付費の推移と財源内訳



込まれることから、社会全体で支えていくことが必要です。さらに、住み慣れた地域で、必要なサービスやケアを受けることができる仕組みづくりを進めていくことが必要になります。

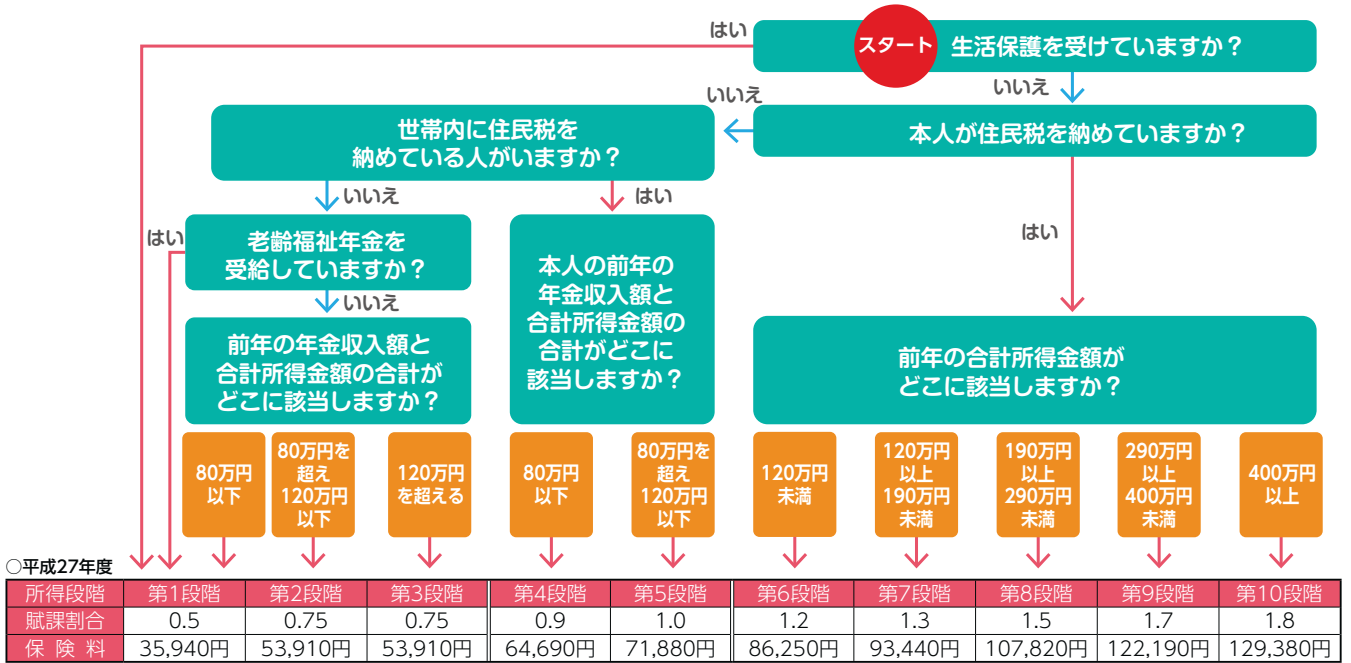
◎要支援・要介護認定者の自然体推計と施策反映後推計の比較



早分かり、あなたの介護保険料

65歳以上の介護保険料は、3年ごとに見直します。介護保険料は、今後3年間に本市に必要な介護保険サービスの総費用から算出された「基準額」をもとに、その世帯の収入や所得に応じて決められます。

$$\text{都城市に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分22\%} \div \text{都城市に住む65歳以上の人数} = \text{本市の基準額 71,880円(年額)}$$



庄内地区
民生委員児童委員協議会
会長 **大河原 弘子**さん

インタビュー

民生委員・児童委員は、相談内容に応じて適切な福祉サービスを提供する地域の「つなぎ役」です。社会奉仕の精神を持ち、市民の立場に立って相談に応じるなど必要な手助けを行いながら、社会福祉の増進に努めています。また、民

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員に相談ください

民生委員・児童委員は、困ったときの身近な相談役です。日々の生活の中で、心配事や悩み事があるときは、各地区の民生委員・児童委員へ気軽に相談ください。

◎問い合わせ
福祉課 ☎23-2980

「安心して住める環境づくり」

民生委員・児童委員の活動を始めて、11年目を迎えます。私たちは、地域の高齢者宅の訪問や子どもたちの見守り、地域の皆さんの声を行政などにつなぐ「つなぎ役」としての活動をしています。一人暮らしの高齢者が増え、相談内容も多様化し訪問する機会も増えています。地域の皆さんの不安を取り除いて、住みよい環境づくりをしていくことの必要性を痛感し、福祉向上のために日々の活動をしています。

平成26年の改選以降、候補者が不在で、現在11人欠員しています。欠員が生じている地域では、各種の福祉活動に支障が出る恐れがあります。欠員となつていいる地域の候補者の推薦について、皆さんの情報提供をお願いします。

情報提供をお願いします

主任児童委員は、子どもや子育てに関する活動を専門に活動しています。児童福祉の関係機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対して援助や協力を行っています。

主任児童委員の役割

生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねているため、民生委員・児童委員と呼ばれ幅広い活動を行っています。